

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和7年12月8日

○出席委員

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	南川則之	委員	戸上健
委員	木下順一	委員	坂倉広子
委員	尾崎幹	委員	世古安秀
議長	河村孝		

○欠席委員（なし）

○付託議案

- 議案第48号 鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について
- 議案第49号 鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第50号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について
- 議案第51号 鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 議案第52号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第53号 鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 鳥羽市消防団条例の一部改正について
- 議案第55号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について
- 議案第56号 鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について

○出席説明者

- ・勢力総務課長、宮本課長補佐、栗原課長補佐
- ・小島市民課長、横田課長補佐、大西係長
- ・奥村健康福祉課長、山本副参事、寺田室長、杉本副室長
- ・山田環境課長、中井課長補佐
- ・高浪観光商工課長、松川課長補佐、中村係長
- ・世古消防長、松井消防次長、金子総務室長、齋藤予防室長、鹿島田消防係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係
書記 岡村なぎさ

(午前10時00分 再開)

○濱口正久委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

初めに、本日は市議会サポーターの方が傍聴されております。

市議会サポーターの方に申し上げます。当委員会において議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り、休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定についてから、議案第56号、鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議についてまでの議案9件であります。

審査に入る前に議員の皆様申し上げます。

本日は議事の進行上、一部議案の順番を入れ替えて審査行いますので、あらかじめご了承ください。また、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第49号、鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第52号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議案第53号、鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課、山本副参事。

○山本副参事 皆さん、おはようございます。健康福祉課子育て支援担当の山本です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第49号、鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてのほうを説明させていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

提案理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、創設された乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるため、本提案とするものでございます。

この乳児等通園支援事業は、いわゆるこども誰でも通園制度と言われるものですが、条例の説明の前に事前に提出いたしました資料により制度概要を簡単に説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 はい、どうぞ。

○山本副参事 まず、この制度の目的でございますが、子供の成長の観点から全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる制度として創設されたものでございまして、令和8年4月より全国で本格的にスタートされることとされております。

実施施設としましては、保育所や幼稚園のほか、地域子育て支援拠点等とされております。対象となる子供は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児が対象となりまして、具体的には、下のほうに表示してあります点線で囲まれたところの子供たちが対象となります。利用可能時間は、子供1人当たり月10時間を上限とし、利用方法や実施方法については記載のとおりでございます。

また、右下のほうに記載してございますが、他の類似する制度として一時預かり事業がございます。本市は子育て支援センターで一時保育として実施しておりますが、こちら、一時預かり事業は、保護者のニーズが生じた場合に預けるという考え方でございまして、これに対し、こども誰でも通園制度は、保護者のニーズにかかわらず、子供の成長のために通うという考えを基本とする事業として整備されております。

なお、本市では実施方法は一般型、利用方法は柔軟利用として、現在、子育て支援センターにおいて実施するよう準備を進めているところでございまして、今回の補正予算に準備経費等を計上しております。

このこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施するために、設備や運営に関する基準について国が定める基準を基に市町村が条例で定めることとされております。国の基準につきましては、従うべき基準と参酌すべき基準がございますが、本条例案は全て国の基準どおりとしております。

それでは、議案書の5ページのほうをお願いいたします。

条例の概要でございますが、簡単に説明させていただきます。

第1条では趣旨を規定しておりまして、第2条から次のページの第4条までは、最低基準に関することを規定しております。同ページ、第5条から、飛びますけれども、10ページの第19条までに関しましては、乳児等通園支援事業を行うもの、事業者の一般原則をはじめ、運営に関する基準等を規定しております。

10ページの第20条では、当該事業の区分を規定しておりまして、保育所等の空き定員を活用する手法を余裕活用型とし、それ以外を一般型として規定しております。

次のページ11ページからの第21条では、一般型で行う事業所の設備基準を、14ページの第22条では、職員の配置基準を規定しています。

次のページ、第25条でございますけれども、こちらは余裕活用型で行う事業所の設備及び職員の基準を規定しております。

最後に、16ページお願いします。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

この条例に関しては以上です。

続きまして、議案書34ページをお願いいたします。よろしいですか。

議案第52号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

これは、児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行等により、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

主に3点の改正がございまして、1点目としましては、児童養護施設等の職員による虐待と同様の通報義務、それと対応措置を保育所、認定こども園などの専ら保護者と離れた環境下で支援を行う施設においても拡大することとされ、児童福祉法の一部が改定されました。このことに伴い、児童福祉法第33条12第2項及び第

3項が加えられたことから、引用する条項を改定するものでございます。

2点目として、これまで国家戦略特別区域、いわゆる特区と言われるものですが、これに限り認められていた地域限定保育士制度において、児童福祉法の改正により一般制度化されたことに伴いまして、各条例の保育士に地域限定保育士の文言を追加するものでございます。

3点目としまして、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、その健康診断の全部または一部を行わないことができるということで内閣府令が改正されましたので、その旨改正するものでございます。

それでは、議案のほう、35ページをお願いいたします。

今回、この一部改正条例で3つの条例を改正しておりまして、まず第1条で、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、中段の第2条で、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、次のページっていただきまして、36ページの中段よりちょっと下、第3条で、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この3本の条例を改正しております。

改正の中身は、新旧対照表をお願いいたします。

29ページ、お願いします。よろしいですか。

まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、第25条の虐待等の禁止のところ、児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理を行っております。

30ページをお願いいたします。

こちらは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます、第12条で引用条項の整理を、第17条第2項の改正は乳幼児健康診査に関する規定を追加しております。

31ページの第23条から33ページの第47条までの改正は、地域限定保育士の規定を追加しております。

34ページをお願いします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

こちらにつきましては、第10条第3項第1号に地域限定保育士を追加しておりまして、その下、第12条では引用条項の整理を行っております。

議案書戻っていただいて、36ページお願いします。

附則でございます。この条例は、それぞれ公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案書37ページをお願いいたします。

議案第53号、鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、加茂地区における放課後児童クラブの新設に伴い、所要の改正をいたし、本提案とするものでございます。

加茂地区への放課後児童クラブの新設につきましては、去る9月会議におきまして、新設工事費のほうをご可決いただきまして、4月1日開設に向けて準備を進めているところでございます。

そこで、当該児童クラブの名称を決定するに当たりまして、実際にこの児童クラブを利用することとなる加茂小学校の児童に名称のほうを募集させていただきました。そこで21名の方から応募していただきまして、

その中から選考した結果、名称をどんぐりに決定いたしました。

それでは、新旧対照表の35ページをお願いいたします。

改正の概要を説明させていただきます。

第1条につきましては、児童福祉法を引用する条項にずれが生じておりましたので、この条項の整理を行うものでございます。

第2条では、新たに設置する児童クラブの名称を、先ほど申しあげました放課後児童クラブどんぐりと規定するほか、位置及び定員を追加するものでございます。

なお、定員につきましては、当初38から39名という説明させていただきましたが、詳細設計で面積等を最終的に算定したところ、40人分を確保することができましたので、他のクラブと同様に40人とさせていただいたところでございます。

最後に、第3条につきましては、これまで対象児童を条例上、小学校1年生から3年生までの児童を原則としておりましたが、この改正に伴いまして、小学校に就学する全ての児童を対象とすることとしております。

議案書38ページをお願いします。

附則です。附則としまして、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第49号についてご質疑はございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 先ほどの説明で、今一時保育やっているところで、このこども誰でも通園制度もやるということなんですけれども、これって、すみません、実際キャパがどれくらいなのかということと、あと、実際申し込んでから通園するまでどういう流れになるのか教えていただいてもいいでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 まず、キャパですけれども、昨年度策定したこども計画におきまして、利用の定員の見込みを5名程度として計画は策定しておりますが、その後の出生数、それと、来年度の保育所の入所の申込み等を勘案すると、恐らく3から4名程度の定員で賄えるというふうに今現在考えております。

あと、実際の利用の流れなんですけれども、これはちょっとまだ想定でございますけれども、システム等により全国一律のシステムで利用の申込みをしていただくこととなります。それで、まず利用の申込みのあった後、面談のほうを実施して、預かるための保護者との面談等をさせていただいた上で、預かるという形で考えております。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 ありがとうございます。

これ、5名程度で計画していたのが、3名から4名で賄えるという見込みだということなんですけれども、現状やっている一時保育のほうがちよっと圧迫されるというような心配はないでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 この誰でも通園制度のほう、まだどういった場所であるかということも、最終的に詰めとるところなんですけれども、基本的には、一時保育の場所を圧迫しない場所で考えておりまして、そちらのほうは制限されるということはないように進めております。

○濱口正久委員長 五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 どうしても同じところでやったりとか、同じ先生がやるというイメージがちょっとあったもので、そのところを確認したかったんですけども、別のものとして、ちゃんと別の場所もつくってもらえるし、別の先生が来てやってもらえるということで理解いたしました。ありがとうございます。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

資料のほうの説明いただきました。この中で、こども誰でも通園制度を来年4月から開催ということになりますと、あと4か月ですか、になろうかと思うんですけども、その中で利用料金、そして利用する保護者の親子で一緒に親子通園というか、そういうふうな形になろうかと思うんですけども、一時預かりのほうで、精神的には鳥羽市も子育てのほうを見ていただいているんですけども、利用料金とか、そういうふうなものは、子供1人当たり月10時間を上限という時間の保護者の方が預けたいんだという時間になろうかと思うんですけども、その10時間というのは1か月のトータルの時間で見るようになるわけですか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 まず、時間なんですけれども、1か月1人当たり10時間というのが上限とされている制度でございます。また、先ほど言われた保護者の方が預けるということで、もう当初説明させていただいたんですけども、なかなか難しいところであるんですけども、子供を通わせて集団とか、ほかの子と関わりを持たせたいという思いで通わせるのが今回の制度となっておりますので月10時間で、その他に保護者の方がリフレッシュとか病院行きたいとか、そういったときに預けたい場合は、従前の一時預かり事業を利用させていただくという形となっておりますので、両方上手に活用していただければいいかなと思います。

あと、利用料金なんですけれども、実際、まだ国のほうから令和8年度以降の利用料金等の在り方については整理の上、またお示しするという形で、今まだ示されていない状況でございますので、まだちょっとこちらで出すことはできなかったんですけども、1つの例としまして、令和7年度にもう既に先行して実施している自治体もございまして、令和7年度の取扱いにつきましては、1時間当たり300円程度を標準としての保護者の方から徴収可能という形で制度が実施されているところでございます。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

それでは、保護者の方の立場になって質問させていただきました。

今度はこの中の整備をされていく中で、保育士さんが不足しているところを懸念するわけですけども、そういうところは大丈夫なんでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 新たにこの事業を進めるに当たりまして、保育士を2人配置する必要があります。

まず、ただ2人なんですけれども、1人は子育て支援センターのほうに、もう既に職員と兼務という形になりますので、新たに配置するのは1名を配置する形となると思います。

委員おっしゃられるように、保育士が不足している中ということで、こちらのほうもその保育士の数というのを懸念するところではございますけれども、この事業を円滑に実施していくために配置のほうをこれから進めていきたいと考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

ちょっと詳細な部分も聞かせていただきました。また、お答えいただきました。

こども計画で様々なニーズが計画の中にもあったのは承知しております。また今後4月からの制度になりますけれども、子育ての支援に尽力していただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかに。

○坂倉広子委員 引き続き、子供のどんぐり……。

○濱口正久委員長 待っていただけますか。

○坂倉広子委員 また、すみませんね。

○濱口正久委員長 議案第49号についてほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 確認ですけれども、先ほどの副参事の説明で、この条例の制定ということで従うべき基準ということで、国に準じた基準であるという話を聞きました。全てがこの中身、かなり厚い文面になっておりますけれども、全てが国の基準に沿うたものであるのかということを確認したいのと、この中で、国の基準にない鳥羽市の基準が入っていると、そういうことはないのか再度確認させてください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 この基準につきましての説明の中で従うべき基準と参酌すべき基準と説明させていただきましたが、この内容につきましては、もう内閣府令と同じとなっております。鳥羽市独自の基準を設けている条項はございません。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

条例の制定ということでもんで、中身は確認してもらいましたけれども、鳥羽の基準はないということですので理解しました。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 まず、立法事実についてお尋ねいたします。

対象は生後6か月から3歳未満児です。本市の該当子供数とニーズの調査を行われたというふうに思うので

すけれども、先ほどの副参事の説明では5人をめどにということでしたけれども、そういうふうには、まずキャパを決めて、それ以上要望があれば、それは却下ということになるのでしょうか。それを理由について説明してください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 まず、人数の見込みなんですけれども、対象となる子供がゼロ歳から3歳未満で37人を想定しております。この子供たちが1人当たり月10時間、マックスを使うとなると370時間という、単純に10時間掛けるだけなんですけれども、370時間となります。それをこちら、今想定しています提供する時間を9時から4時と仮に仮定した場合に、それで月当たり時間割りますと1日当たり2.8人の定員という形になりまして、鳥羽市内の子供さんだけで考えると3名から4名程度の定員の面積等の確保すれば、当然、その日に集中して申込みがあった場合は、時期をずらしてもらおうとか、そういうお願いをする可能性はあるとは思いますが、基本的にはキャパの中に収まっていくものと考えております。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認ですけれども、生後6か月から3歳未満児の未就学児というのが37人ですか。もっと全体多い中で、ニーズがあるというのが37人ですか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 いや、すみません、そのお答えの前に、先ほど想定を9時から4時ってお答えさせてもろたんですけれども、人数を換算すると9時から3時で今考えておりまして、それでいくと2.8人。

先ほどの37人ですけれども、全体の人口から、今想定するゼロ歳から2歳までの令和8年4月現在の人口が127人を想定しております。そこから既に保育所の入所の申込みを出していただいているのが90名みえますので、その差として37名。

○戸上 健委員 なるほど。

○山本副参事 になります。なので、鳥羽市内の未就学児で利用される方のマックスが37人という感じで考えております。

○戸上 健委員 分かりました。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点目ですけれども、先ほど、これに即して職員を1人増やすということでしたけれども、1人増やすのは保育士資格を持っている保育士さんを増やすという理解でよろしいのでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 保育士を配置する予定です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 生後6か月から1歳未満を預かる場合には、3人に対して保育士1人ということになっております。

先ほどの副参事の説明で、5人まで想定ということでしたけれども、5人全員が1歳未満と、保育士1人で3人ということになれば、これにそぐわないというように思うんですけれども、そのあたりの手当てはどういうふうにするのでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 おっしゃられるように、ゼロ歳児につきましては3対1、3人に対して1名という形になっておりまして、先ほど説明のときに、規準として2名が必ず必要やということで、そのうちの1名は、今、子育て支援センターに勤務している保育士が兼務するという形になりますので、その日にゼロ歳の子が4人来るといふことが仮に起こった場合は、その子育て支援センターの勤務の職員が配置して2名体制で見るといふ形で考えております。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 新たに配置する保育士ですけれども、その保育士は、現在保育所に勤務している保育士を異動させてということになるんですか、それとも新たに保育士を募集するということになるんでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 それに関しましては、これからの人事異動の中で検討していくことになりますので、ちょっとこの場での回答はお控えさせていただきます。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 委員会でも何度も議論になったんですけれども、今鳥羽の保育士さん、保育所の職員、半数以上非正規の職員です。正規の保育士資格を持って保育している人とそうでない人で今支えてもらっているわけですね。保育士不足ということになります。例の30人に1人から、3歳以上25人に1人ということになったもんだから、国のほうで鳥羽市のほうは大丈夫かという議論になったときに、保育士不足ということになって非常に苦慮しておりますというのが執行部の答弁だったというふうに思うんですよ。ですから、保育士が不足している中で、新たに人事異動で配置を考えるという副参事の答弁だったけれども、全体として考えて、そして、このこども誰でも通園制度での保育士配置ということになるというふうに思うんです。

これは、この条例の中でもうたわれとるけれども、新たなスキルが必要だと、衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員で保育していくということがうたわれております。これまで保育所に入っていなかった子供が突然短時間やってくるわけですね。子供にとってはですよ、親の後追いをしている時期の子供で、突然見知らぬところで放り込まれるわけです、短時間ですよ。そうすると、その子供に対して担当する保育士が本当にベテランで柔軟な対応ができるということが迫られるというふうに僕は思うんです。

そのあたりを、特にこの条例の中では新たに研修をするということになっておりますけれども、担当課としては、どういうふうに考えておるんでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 先ほども具体的な人事異動のことになりますので、どういった職員をというのは控えさせていただくと答えさせていただいたんですけれども、当然、委員おっしゃるように、継続して通われている子供ではなく、初めて親御さんの手から離れるとか、そういったことで、当然通常の保育とはまた違うスキルが必要となってきておりますと感じております。

当然、衛生管理等も書いてあるんですけれども、これに関しては保育所に関しても同じような規定がされていると思いますので、そういったスキルに関しては、鳥羽市で働いていただいている保育士全て皆さん持って頑張ってきてもらっていると考えております。

いきなり初めて保育をするような方を配置するというのは、経験値も含めて、なかなか難しいのではないかとこのところは当然考えるところでございますので、そういったところも考慮しながら、人事異動のほうで配置のほうに努めていきたいと考えております。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 今までの話聞かせていただいたら、これ全国に一律に、こども誰でも通園制度が導入されて始まるわけで、説明の中では、一部令和7年度から伊勢市とか松阪市なんかは始められと思うんですけども、4月1日から問題なく、預かる側の体制も含めてスタート切れるという認識でよろしいですか、ここははっきりしたってください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 そうですね。人員配置、設備等も含めて、令和8年4月1日から受入体制のほうは整備していきると考えております。

ただ、申込みがいつからあるかというのは、ちょっと分からないところなんですけれども、体制はしっかりと整備していきたいと考えております。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 それらも含めて周知とか広報、そのあたりもしっかりやっていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第52号について、ご質疑はございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 お願いします。

36ページあたりに地域限定保育士という部門が新しく入ってきたと思います。この資格については、県のほうが資格試験についてはすることだとは思いますが、採用については、

これまで鳥羽市も行ってきた採用、保育士等と同様に受験機会や採用については、状況が同じになっているんでしょうか、このあたり教えてください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 地域限定保育士につきましては、三重県が認定地方公共団体になればということで、既に11月13日付で三重県が認定地方公共団体として、こども家庭庁のほうから認定されております。実際、来年度の保育士の資格試験のほうで地域限定保育士試験のほうを県のほうが実施されることになると考えております。

本市の採用試験につきましても、こちら、子育て支援室の部門で考えますと、通常の保育士と同等の扱いで

勤務していただくことができますので、これらについて、この制度のほうを総務課のモチベーション系のほうに地域限定保育士も採用要件に含めていただくように要望のほうを出していきたいと考えております。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 ありがとうございます。

先ほどからも話が出ていますように、市内の保育不足、この限定保育士があることで、またうまくいけることもたくさんあるのかなというふうに思います。

これまで大学、短大等専門の資格の取れる大学等でなければ取れなかったところが、一般の資格のない者でも受験できるということで、随分広がりがあるのかなと思っていますので、このあたり、鳥羽市としても採用する上で、この資格取得についても含めて広報的なことは予定はされていますか、どうでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 この地域限定保育士を積極的に鳥羽市としてPRというのは、ちょっと今のところ考えては無いんですけども、問合せ等がある場合は、基本的に保育士試験は筆記試験と実技試験という形で行われていますけれども、今回のこの地域限定保育士が実技試験のところ緩和されて、三重県が指定する実技講習を受ければ、筆記試験合格とともに地域限定保育士という資格を得られますので、そういったことをこちらのほうも問合せに応じてお勧めさせていただくことは考えております。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 ありがとうございます。

ぜひとも市民、一般の中に広がって保育士についても十分な確保ができるように、正規登用も3年後にはあるというふうな制度だと聞いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 地域限定保育士のお話が出たので、ちょっと確認させてもらいたいんですが、潜在保育士、いわゆる資格を持っていて休職している、あるいは保育士の仕事は就いていないという潜在保育士さんのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 潜在保育士につきましては、もう既に保育士資格を持たれていて、育児等のために現場を離れて今は働いていないという方のことを指すと思うんですけども、そちらにつきましては、三重県の社会福祉協議会のほうが、私、ちょっとここに来る前に人事のほうを経験していたときに活用させていただいたんですけども、三重県の社会福祉協議会が保育士バンクという形で、そういった潜在保育士の方で再び働きたいという方が登録する保育士バンクという制度がございまして、そちらのほうに登録している方が潜在保育士として活用できるかなと考えておまして、こちらのほうも採用試験の実施のときに、そこへ周知のほうをお願いしたりしておりましたので、そういった取組で潜在保育士のほうは発掘のほうをしていければなと考えております。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

聞かせていただきました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第53号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 議案第53号の鳥羽市放課後児童クラブの設備及び管理についての条例のご説明をいただきました。

そして、こちらのほうの新旧対照表の35ページのところになるんですけども、改正案の(新)のほうですけれども、「小学校に就学している児童であって」というところが、(旧)のほうでは、「小学校に就学する1年から3年という児童」というふうに書かれて、ここが変更になったという説明を副参事のほうからいただきました。

それで、説明の中で6年生までというお話だったんですね。

ということは、これを全体的にエンゼル・クラブ、たんぼぼ、そしてどんぐりという新しい放課後クラブをこのような形で6年生までやっていきますよというふうに考えているのでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 委員おっしゃられるように、来年度からは小学校1年生から6年生までの児童を対象にしていきたいと考えております。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

そうすると拡充、いわゆる子供さんを預ける年数が拡充されたというふうに理解いたしました。

そのようになってきますと、先ほども言わせていただいているように、見ていただく方の人数というのほどのように、変更があるのであれば教えてください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 今回のこの改正は、対象の児童を原則3年生までとしていたものを6年生までに拡大するものでございますけれども、定員のほうは40人そのままで行っておりますので、人員等につきましては、今の人員のまま、当然どんぐりにつきましては、これから人員のほうを確保しに行く必要があるんですけども、定員は40名ですので、体制としては現状のままという形となります。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

こういうふうなところになりますと、夏休み、冬休みで、また見ていただけるという保護者の方にとっては、大変利便性のあることだと思います。また、こういうふう子育てに尽力していただくわけですので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 関連してお願いします。

今回学年が拡大されたということで、本当に9月の時点から随分ご努力していただいたのだというふうに感じております。

これからまた保護者への募集案内等を配られることだと思うんですが、このあたりについても十分明記していただくことになるのでしょうか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 募集につきましては、この議案をご可決いただいた後、今年度につきましては、1月の広報とばに掲載して、募集のほうを始めたいと考えております。

当然、その中には、児童については3年生までというこれまでの表記ではなく、小学校に在籍する児童というような表記で、全体が対象ですよという形で募集のほうをかけていきたいと考えております。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 ありがとうございます。

ぜひとも拡大されたということが伝わることで、また市の努力という部分もアピールできますように、ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この今の関連してですけども、4年生以上の現状の預かりというか、児童はどれぐらいいるかというのわかりますか。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 原則今3年生までとしておるんですけども、継続して利用される場合で、これまで利用されている方であって定員に空きがある場合に限り、これまでも一部預かっている実態がございまして、今現時点では2名の子供を預かっていると聞いております。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 今、少子化というか児童数が減少していく中で定数が40名、そういったところで、今は小学3年生までという、基本的には、今言われたように超えている児童も預かっていることもあるかと思うんですけども、これから想定していく中で、もしオーバー的になった場合には、やはりこれは低学年を優先するのかどうかというようなことは考えているのでしょうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○濱口正久委員長 山本副参事。

○山本副参事 委員おっしゃられるように、6年生まで拡大したら、申込みが増えて定員を超えてしまうということも想定はされます。

当然委員おっしゃられたような形で低学年を優先という形では、先ほど申し上げた募集要項にも、そういった点は明記していきたいなと考えております。

ただ、40人を超えたら駄目かと言われるとそうではなくて、今現状も登録に関しては50名から60名の

登録があって、日々の利用の仕方ですと定員40名程度のところで調整を今現在はさせていただいておりますので、そういったところをクラブのほうと協議しながら、できる限り預かれるような方向で進めていきたいと考えております。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 確かに、その日によって預かる人数が変わってくるというのは承知しています。そういったところで、自分はそういう申し込んだけれども、超過しているということで、ちょっと預かれないという場合もあるかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

少子化のために、これからはなるべく預かれる環境にしようという考え方で、こういう改正になったのかなというふうにその辺は理解します。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第54号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、議案第55号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○世古消防長 消防本部、世古です。よろしくお願いします。

提出議案、39ページをお願いします。

議案第54号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、消防団員の定数を実情に合わせた組織体制に再編成するため、所要の改正をいたしたく本提案とするものです。

提出議案40ページ、新旧対照表36ページをお願いします。また、事前に提出をしております資料、各分団の団員数の上限一覧表も併せてご参照ください。

一部改正の内容につきましては、人口減少、高齢化に伴い消防団員が減少しているため、第3条で規定しています消防団員の定数を490人から450人に改めるものです。

各分団の団員数の内訳は、提出をしております資料のとおりになります。

なお、この消防団条例の一部改正するに当たりまして、分団長会議において協議を行い、承認を得ていることを申し添えます。

期日、施行日は令和8年4月1日からの施行となります。

続きまして、提出議案41ページをお願いします。

議案第55号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、岩手県大船渡市で発生しました大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正をいたしたく本提案とするものです。

一部改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表37ページから39ページをお願いします。また、事前に提出をしております資料、消防本部の2も併せてご参照ください。

資料の内容につきましては、今回の一部改正に伴い新たに規定される林野火災注意報及び林野火災警報の発

令基準、対象区域、注意報または警報が発令された場合の規制のほか、周知方法等を記載しております。

それでは、新旧対照表のほうをお願いします。

第29条では、火災に関する警報の次に、（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）を加えています。これは、同条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものです。

同条第7号は、火災の警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な事務所や住宅における使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、削除するものです。

第29条の8及び第29条の9につきましては、新たに林野火災の予防に関する条項を規定するものです。

第29条の8は、林野火災に関する注意報の規定について規定しております。

第1項は、市長は、気象の状況が林野火災の予防注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができること、

第2項では、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うように努めなければならないこと。

第3項では、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用制限の努力義務の対象となる地域を指定することができることを規定します。

第29の9は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限について規定しています。

第1項は、市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる地域を指定することができることを規定しています。

第42の3第3号中45条を45条第1項に改めています。

第45条第1項第1号は、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にしたほか、第2項では、消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを新たに規定しております。

施行日は、令和8年1月1日から施行となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第54号について、ご質疑はございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 消防団の団員数の定数を40名削減するという事なんですけれども、実際を見たら、もうしようがないのかなという思いもあるんですが、何か不具合が出るようなところというのはありませんか。

実数がこれよりも、定数よりも少ないんで、何とか今もぎりぎりの状態でやっつけいけるかなとも思うんですけど、あまり下げ過ぎていくと不安なところもあるんですけど、本部としては、消防団の今の現状に合わせることも大事ですけど、定数を減らすことによって何かしていかないかなという思いがあったり、ちょっとそのあたりを教えていただきたいなと思うんですが。

○濱口正久委員長 金子総務室長。

○金子総務室長 消防総務室長、金子です。よろしくお願いします。

委員おっしゃられるように、人員のほうは、当然多ければ多いほど活動は充実するんですけども、実情に合わせた人数ということで、こういう形で改正をしたんですけども、当然、おっしゃられるように不安、この人員で大丈夫なのかという意見はあると思うんですが、今後、機械を定期的に更新とか、少人数でも活動できるような軽量化とか、あとは、機械をさらに充実させるとか、そういった形で今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 なかなか厳しいところだなというのは、私も実は消防団員をさせていただいている中で思うところなんですけれども、いわゆる災害支援団員というOBさんとかという方もいらっしゃる中で、畔蝮なんかでもそういう方がいらっしゃると思うんですけども、そこら辺をできるだけ拡充して実数ができるだけ乖離が出ないようにしていく努力をするとか、いろんなやっていかれること、今までやっていることをもう一回ギア上げてでも、やっていくつもりといった理解でいいんですか。

○濱口正久委員長 金子総務室長。

○金子総務室長 災害支援団員の充実ということなんですけれども、当然、その辺は地域にお願いして、OBが対象となりますので、その辺の方にはいま一度声がけをお願いしておるところです。

以上です。

○瀬崎伸一委員 頑張ってください。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第55号について、ご質疑はございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 林野火災の注意報とか警報とかを発令できる情報を整備するといったことなのかなと思うんですけども、取組としては非常に今ホットな話題というか、大事なことだと思うんですけども、普通の気象警報って、結構いろんな場面で市民は安易に、簡単にその情報を得られると思うんですけども、林野火災の注意報であったり、警報であったりというのが発令されているよということを市民が知るすべというのは、何か考えられていらっしゃいますか。

○濱口正久委員長 齋藤予防室長。

○齋藤予防室長 予防室長、齋藤です。よろしくお願いします。

周知に当たりますとは、ホームページ、とばメール、その他SNS等で周知することを考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 かなと思った、その答えだろうなと思ったんですけども、実はちょっと野焼きをしたりする方というのがSNS使っていない場合っていうのは多いかなと思うんです。とばメールを使われるということ

なんで、ある程度のところは網羅できるかなとは思うんですけども、本当に発令が出て、これ、罰則規定もあるものだろうと思うんで、もう少しそこら辺、努力をされたほうがいいかなと思うんですが、あとはどうしたらできるのか。広報とばの防災の無線で発令中と言ってもらえるのも一つかなとは思うんですけども、それをあまり言うてしまうと怖いかなというところもちょっと考えられるんですけども、若干SNSだけでは弱いかなと思うので、ぜひもう一度本部のほうでお考えいただければと思います。

要望です。よろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 齋藤予防室長。

○齋藤予防室長 先ほどありました防災無線等を使って等のご意見、ありがとうございます。

先ほど委員もおっしゃられましたとおり、あまり放送が何度もなってくると、ちょっと何か難しいところがあるかと思ひまして、警報の際には、そちらのほうは促すということは考えております。

先ほどありましたように、その他のほかにどういうふうにしていいかというのは、今後また考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○瀬崎伸一委員 よろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について、担当課の説明を求めます。

高浪課長。

○高浪観光商工課長 観光商工課、高浪です。どうぞよろしく願いいたします。

議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由は、将来にわたる観光まちづくり施策の推進に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を設置したく、本提案とするものです。

本条例は令和8年4月から導入予定の宿泊税についてその用途のほか、基金の管理等に関することについて定めたものでございます。

まず第1条では、基金の設置目的を定めております。

本市の観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実、市民生活との調和を図りながら持続可能な観光まちづくりを推進するため、当該基金を設置するものでございます。

第2条では、基金の積立てについて規定しており、第3条から第5条までは、基金の管理及び運用に関する規定でございます。

基金の保管、収益の扱い、また必要に応じた繰り替え運用の方法など、適切な財政運営が行えるよう定めて

おります。

第6条では、処分として基金の具体的な活用範囲を示しております。

内容としては、宿泊客の満足度向上に資する施策の推進、観光基盤の整備を含む観光客の受入体制の強化、景観や地域資源の保全・活用、観光関連団体の組織強化、宿泊税の周知や賦課徴収に要する費用として、観光地としての魅力向上や地域経済の活性化につながる事業に活用できるよう5つの項目を規定しております。

さきにお渡ししております資料に基づき、宿泊税の用途について補足する形でご説明したいと思います。資料をご覧ください。

2ページございます。

まず、資料1ページをご覧ください。

宿泊税【観光まちづくり基金】と入湯税【観光振興基金】のすみ分けについて示したものでございます。宿泊税と入湯税のすみ分けについて示したものになります。

まず、入湯税【観光振興基金】については、大きく観光振興に資する事業に活用しておりますが、今回宿泊税の用途について具体的にすることで明確なすみ分けをしております。

1ページ目の左側、赤色の部分、宿泊税について、先ほどの条例案第6条、処分の5つの項目について①から⑤で示しました。また、それぞれの枠内には、想定される事業案を記載しております。

右側、緑色の入湯税【観光振興基金】をご覧ください。

入湯税の用途は①から④でございます。この中の②観光振興（観光施設の整備を含む）の枠内には具体的な実施事業を記載しておりますが、赤字で示した事業、誘客キャンペーン、魅力アップ補助、プレミアム商品券販売といった事業については、宿泊客の満足度向上及び直接宿泊客の利益につながる事業であることから、令和8年度からは宿泊税を財源として実施していく予定でございます。

次に、資料2ページをご覧ください。

こちらは宿泊税を活用した事業の流れでございます。

大きく2つに分かれております。

真ん中から左側にかけてですが、赤枠部分は地域DMOを中心とした民間団体が行う事業。右側、オレンジ色、茶色の部分は行政が行う事業でございます。

赤い枠の部分は、①地域DMO、いわゆる鳥羽市観光協会。②同じく地域DMO、相差海女文化運営協議会が実施する宿泊促進事業。そして、③宿泊施設への直接補助や奨励金となっております。

また、右側④、鳥羽市と書いてありますが、鳥羽市が実施する事業は観光インフラ整備事業、二次交通や防災対策など、宿泊観光地としての受入体制の強化に関する事業でございます。

これら宿泊税を活用する事業については矢印が下のほうに伸びておりますが、報告として、宿泊税を使っていく上でのガバナンス体制・管理体制を保つ組織として、既存の観光基本計画管理会議に財政部門の課長、旅館組合から数名を加えた会議体で用途や進捗について効果的な事業が実施できているか、目標値は達成しているか、収支は適正であるかといった議論をし、改善等を加えながら持続的な観光まちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について、ご審議いただきますようお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第48号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 6条の基金の処分についての5項目についてお尋ねいたします。

1点目の宿泊客の満足度向上に資する施策の推進については、それは該当するというふうに思うんですけども、2項目め、3項目め、4項目めというのは宿泊客だけではなくて、宿泊しない観光客にも資するというふうに思うんですけども、鳥羽市の受入観光客数というのは、宿泊しない観光客が倍以上おります。

何で宿泊する人に課税して、そういうこの2から4までの事業に該当させるのでしょうか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。

宿泊税の使途については、旅館組合さんを中心とした各観光団体の皆様との意見交換を経て、この5項目に決定をさせていただいておりますが、もちろん、戸上委員言うように、宿泊者から徴収させていただく税でございますので、宿泊客の満足度向上に資するところが一番大事でございます。

第6条処分のところの2号から4号に関しましては、確かに日帰り客に対しても満足度が高まる事業になると思いますが、それも全て宿泊客の満足度向上に資するものにはなっております。

持続可能な観光地づくり、観光まちづくりを進めていくための基金条例でございますので、鳥羽市が観光地として未来永劫続いていくようなまちづくりをするための基金として理解をしておりますので、観光事業者の皆様のご理解の下、このように使途を決めさせていただきました。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 説明は分かるんだけど、僕はこの宿泊税を審議した9月議会、丸々休んだもんでね、手術の直後で。言及するという事は、ちょっと自分でも二の足踏むんだけど、宿泊税に関しては子供からも取る、修学旅行生からも取る、入湯税も取って、宿泊税も取る。鳥羽へ観光に来られた方は、消費税も払い、入湯税も払い、宿泊税も払いということになる。

果たしてそれで観光地としての矜持を持って僕は進めてほしいと。旅館組合も観光協会も商工会議所もそうだけれども、いろんな団体もそうだけれども、それに照らして、いかがなものかという意見も持っています。ちょっと討論みたいになってしまいたいけれども、今回の基金についてはそういう意見です。ちょっと解せんということです。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、やっぱりDMOをうまく利用するんですけども、やっぱりコンベンションとの関係というたら、インバウンドが入っていますよね。インバウンドの取組をDMO本来ができない状態はこのまま続くんですか。それは何かというと、やっぱりコンベンションが指導して、今まで鳥羽市がやってきていますよね、インバウンドに関しては。全部インバウンドはフランス行くんでも、全部説明できひんだわけですよね。コンベンションがやっとするもんで中身まで説明できませんとか、やっぱりそれではDMOの仕組みという

んがそこで隠れてしまうといかんよって、そこら辺も共有した中で物事を進めていただけるんかいな。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 ありがとうございます。

インバウンド事業につきましては、大きく分けると2つあります。

インバウンドをお客様を連れてくるための誘客に係ること、例えば海外へ行ってのセールス。そして、もう一つは、お客様が来たときの受入体制の整備です。それは外国人の方が来たときに語学であったり、生活様式であったり、いろんなところが違いますので、外国人の方を受け入れるための受入体制を整備すること、この2つがあります。

コンベンションに関しては、海外セールスのほうを担っていただいております。

ただ、コンベンションが中心というわけではなくて、鳥羽市もインバウンド政策やっておりますし、鳥羽市の観光協会はじめ、会議所さんも含めて、皆さんインバウンド対策やっておりますので、コンベンションが全てではございません。

今回、宿泊税に関してはお客様がいらっしゃった、宿泊された方が満足される受入体制の強化が必要でございますので、セールスに関しては宿泊税では行いません。ですので、来ていただいた方が満足できるように、例えば部屋の修繕をする補助に使ってみたりとか、そういうことを考えております。ですので、しっかりと組織体にしても、税の使い道にしてもすみ分けをしていきたいと思っております。

コンベンションありきではないことをもう一度言わせていただきます。

以上です。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 僕はDMOにお金集中して入ってきたときに、その中でコンベンションのほうには別のお金をちゃんと使うという考え方でよろしいんやね。宿泊税の中からは使わない。今言われとるように、区別されるわけですからね。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 おっしゃるとおり。もちろん、使い道、使途ですね、どういうことに使うかによって違ってきますが、現在のところ、コンベンションでは海外セールスがメインでございますので、そこには宿泊税は使わない想定でございます。

ですので、もしコンベンションにお金が、予算がいくとしたら、負担金と行くとすれば、入湯税の中から、観光振興事業という大きなくりの中からいくことになります。

以上です。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 どっちにしたって、コンベンションにいったら、やっぱりお金の流れまでは、僕らにしっかりと中身まで見せれるような状態をつくってもらわな。区分されとるから、コンベンションの補助金に関しては説明責任がないんやとか、そんなんでは、やっぱり税ですからね。目的がある限りは、それをしっかりと区別して今後進んでいってください。お願いします。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 宿泊税を基金に積み立てて、様々な観光振興に事業を進めていくということですが、これと、資料をもらったの裏面のほうですかね、これDMOとかっていうふうに書いてありますけれども、ちょっと確認ですが、まず最初、宿泊税の見込みというか金額というのを、今年はあるけれども、来年というか、8年度は、まずは、どれぐらい見込んでいるのかということをお聞きします。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 宿泊税の見込みについては、恐らく3月の議会の当初予算のところの説明をしていただくことになろうかと思えます。税務課のほうがですね。

今、宿泊客の推計値が160万人ぐらいですので、それに200円を掛けるという形になります。ただ、推計値160万人で、実数値ではございませんので、ちょっと分からないところではあります。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 大体3億円そこそこの数字になるかとは思いますが、次に、裏面のところに受入体制整備、インフラ整備というふうなことで、鳥羽市の事業として、いろいろとこういう事業に使いたいんやというふうなことが書かれておりますけれども、この中の観光インフラ整備、一番上ですね、美観を保持する、道路、公園等というふうに書いてありますけれども、これは、私、以前、この議会のときにも一般質問させていただいて、167号線の駅前の辺りからのずっと赤崎ぐらまでの中央分離帯の除草を景観の保持とか、それからパールロードの樹木の伐採とか、こういうことに対してもこの宿泊税を導入するというふうな、使っていくというふうなこと、そういうことが想定されているかどうか、そこをお聞きします。

○濱口正久委員長 答えますか。

高浪課長。

○高浪観光商工課長 それも予算要求がされており、それ、3月の議会に予算の提案がされると思います。その中で、そういった事業に使うかどうかというのは、はっきりするとは思いますが、美観保持というところは、旅館組合さんであるとか、いろんなところと意見交換した中で、やはり、まちの美化に取り組んでほしいという意見もございましたので、そのあたりは加味しておりますので、観光商工課に限らず、全庁的に説明会や事業提案もしていただく場を設けたこともありますので、考えているかもしれません。ちょっとそこまでしか、今のところは答弁できません。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。

それも想定して、もう各おかみの会とか、様々なところからもそういう要望もね、市長もこの間、きれいにしたいというふうなこともおっしゃってみえましたから、考えていただきたいなというふうに思います。

もう1点、ちょっと観光商工課長の範囲内でもないかも分かりませんが、市道で各町内会がいろいろと草刈りをして美観に協力しているところ、ボランティアでやっているところがあるんですけども。

○濱口正久委員長 世古安秀委員、今回鳥羽市観光まちづくり基金条例のところですので、そこについて質問願います。

○世古安秀委員 分かりました。ちょっとこの項目があったもので、その辺でどうか。それは、ちょっと建設課なんかにまた聞いてみたいと思います。

あともう一つ、この裏面のほうでDMOとか、それから市役所というふうな、基金が入った場合に、基金と
いうか、入湯税入った場合の配分とかというのは、どこに宿泊税をどういう事業にどれぐらいの配分で割り当
てるかというふうな、そういうことは考えられておりますか。

○濱口正久委員長 高浪課長。

○高浪観光商工課長 基金条例の中には配分等うたっておりません。何か明文化されたもので配分をうたえるも
のは想定しておりませんので、配分については考えておりません。やはり何をするか、それに幾らかかるか
ということで決めていくことになろうかと思えます。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。

今後、やっぱり来たお客さんが、戸上議員も言われたけれども、宿泊者だけじゃなくして観光客400万人
超える人が来ておりますので、その人たちがやっぱりきれいな鳥羽にまたもう一度来たいな、いい観光地やか
ら、もう一度またリピーターにつながるような、そういう施策をこの基金を使って進めていただきたいと思
います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

議長。

○河村 孝議長 すみません。発言の機会、ありがとうございます。

今回、委員長おっしゃっていただいているとおり、まさしく観光まちづくり条例なわけで、そこを担当課がし
っかりヒアリングをして上げてきた条例です。それで、ある程度入湯税とのすみ分けをこうやって明記して
くれていますけれども、基本的には条例ですから、幅広く構えてもらったほうがいいと思うんですよ。逆に小
さく構え過ぎて使い勝手の悪い条例ではいかんわけです。

幅広く構えてもらった中で、どうやって実施していくかというのは、まさしく次の予算で上がってくる話
なので、内容については、そこを議会としては、しっかり審査するべきであって、今回あくまでも条例
ですので、そういったところでの審査をしっかりしていただければなと思います。委員長、すみません。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかに。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 なければ、次に、議案第50号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、担当課の説明を求め
ます。

市民課、小島課長。

○小島市民課長 市民課、小島です。よろしく願いをいたします。

提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案書は17ページをお願いします。

議案第50号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、主に改正に伴い発生する参照部分の号ずれの整備を行うものとなっております。

新旧対照表は1ページをご覧ください。

まず、第12条では、今回の改正に合わせて見出しと条文との合計5か所で従来の平仮名表記の「まつ消」を漢字表記の「抹消」に改正をさせていただいております。

次に、第14条では、電気通信事業法で移動端末設備を規定している「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものです。

なお、移動端末設備とはスマートフォンを指しておりますが、電気通信事業法の号がずれただけで、定義の内容等については変更ございません。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第50号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第51号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課勢力課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いたします。

それでは、議案のほうの説明させていただきますので、議案書19ページから、新旧対照表のほうは3ページ、また資料を提出させていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

まず、議案書19ページです。

議案第51号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員等に係る旅費の規定を見直したく、本提案としたものでございます。

まず、国においては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、令和7年4月1日より施行されました。こちらについても、現状の経済情勢に合うようにするほか、事務負担軽減を図るため、旅費制度が見直されたところでございます。また、他の地方公共団体においても、この改正時期は様々ですが、改正を行われている市町もございました中、本市においては、本年3月、鳥羽市の市議会のほうから職員の規定を現状に即したように見直されるよう提言書をいただいたところでございまして、総務課においても、他の地方自治体とのバランスを考慮した上で、実情に合ったような改正できるか検討された中で今回の改正とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

内容については、提出させていただいた資料で説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。

まず、議案第51号の中で、今回、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、他の条例4条例についても改正を行っておりますので、この条例改正について5つの条例の改正をさせていただいております。

まず最初に、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の主な改正内容でございます。

1つ目ですが、旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接旅行代理店やクレジットカード会社等に旅費等の同額を支払うことができるような規定を新設させていただいております。

これが想定されるものについては、よくバック旅行と言われるような交通費と宿泊費が伴うようなものが直接払えるような形にさせていただくような規定となっております。

続きまして、2つ目、第6条関係になりますが、各種旅費の種目を国の改正に合わせて整理するものがございます。

主なものにつきましては、今まで日当となっていたところを宿泊手当、また宿泊料となっていたものを宿泊費、先ほど説明したバック旅行が該当とする包括宿泊費というものを整理したものでございます。

続いて、3つ目と4つ目が今回の主な改定になるかと思いますが、宿泊費を定額支給から上限付の実費支給に変更するよう、地域の実情等を勘案して宿泊基準額を定めたものでございます。

資料にあります現行定額1万2,000円、これは県外でございますが、県内ですと9,800円でございます。こちらが改正後は、8,000円から1万9,000円の基準額で上限とさせていただくところでございます。

備考にございますように、国の基準額に合わせて、地域別というのは各都道府県となっておりますが、こちらの設定に合わせたところでございまして、一番高い1万9,000円につきましては、埼玉県、東京都、京都府が1万9,000円となっております。三重県におきましては、先ほど9,800円と今現在となっておりますが、こちらが9,000円という形で設定させていただいております。また同じく、この13条の2項において「規則で定めるべく特別な事情というもの」を今後規則でも定めさせていただきます。こちらについては、基準額を超えるような特別な事情があったときをその支給ができるよう見直しをさせていただいております。

1つ目が、会議等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難なとき、この場合は、超えて支給ができる。

また、2つ目、これは後ほど特別職の改正もさせていただきますが、公務の円滑な運用上、支障のない範囲及び条件において最も安価な宿泊を選択するようになっておりますが、市長等の随行職員等で、市長が先ほど言ったように会議とか市長会等で、その施設しかも泊まれない場合に職員基準額を超える場合、その際に職員もそこで宿泊することしかないというような場合に該当するようときは、超えて支給できるように規則で定めるようにしております。

4つ目の現行の日当ですね、1日2,000円、これは県外へ出た場合1日2,000円となっております。宿泊した場合は、2日間になりますので、その際は4,000円という計算にはなるんですが、今後、改正後につきましては、一夜につきですので、1泊ですと最大2,400円という手当になります。これも国に合わせての設定になりますが、食費の有無等によって控除額がございます。夕食、朝食、どちらでもですけれども、1つにつき800円の控除になりますので、もし夕食、朝食がついていると、宿泊手当については800円という形になる改正でございます。

以上が職員等の改定に伴うものでございます。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。

先ほど申し上げたように5条立てになっております。

第2条です。鳥羽市証人等の実費弁償に関する一部改正についてでございます。

こちらは、鳥羽市職員等の旅費に関する条例において旅費の種目が変わりましたので、その整備を合わせるほか、手当のほうは別表で改正させていただいております。

同じく29ページの第3条、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

宿泊費についてでございますが、先ほども少しちょっと触れましたが、他自治体における特別職の宿泊基準等との均衡を図り、特別職として公務を円滑に遂行できるように整理をさせていただいております。

基準額については、提出させていただいております資料の2ページをご覧ください。

本市においては、特別職も職員も同額で今まで宿泊費等がございましたが、他の市町においては、特別職と市長、また部長級との差の段階もございました。今回、国の基準に合わせることで、本市においてもそのような処理をさせていただいております。現行は先ほどと一緒に、県内ですと9,800円、県外で1万2,000円の現行の定額だったところを改正後は、すみません、1万1,000円から2万7,000円という基準額で変更させていただきます。2万7,000円は、先ほどの職員と同様、埼玉県、東京都、京都府が2万7,000円となっており、三重県においては1万3,000円という改正をさせていただいております。

次に、32ページをご覧ください。すみません、議案書の32ページをご覧ください。

第4条です。鳥羽市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。

県内各地への旅費についてです。今現在もそうなのですが、日当を支給しないとしていた規定を削除するような改正、文言整備という形をさせていただきながら、宿泊費及び船賃以外の旅費について、一般職の職員の例により支給することを整理させていただいております。

なお、教育長においても、先ほどの特別職、市長、副市長と同様の金額で設定をさせていただいております。

続いて、第5条、鳥羽市消防団条例の一部改正についてでございます。

こちらも先ほどと同様で、県内各地への旅費について日当を支給しないという規定を削除させていただいて、費用弁償として旅費を支給することで整理をさせていただきます。これは職員と同様の金額で設定させていただいております。

議案書33ページをご覧ください。

最後の附則ですが、この条例については、令和8年4月1日より施行させていただくよう設定させていただいており、また、経過措置としまして、年度をまたぐような旅行命令が出た場合の規定もさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第51号についてご質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第56号、鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。

環境課、山田課長。

○山田環境課長 環境課、山田です。よろしくお願いします。

では、議案書44ページ、45ページをお願いします。

議案第56号、鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議についてのご説明をさせていただきます。

提案理由ですが、地方自治法において広域連合の規約を変更しようとする場合は、その広域連合を構成する地方公共団体の議決を得た上で協議しなければならないとされているためです。

規約変更の内容については、鳥羽志勢広域連合の総務課の移転に伴い、鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を鳥羽市磯部町迫間2番地から志摩市磯部町山田800番地とするものです。

補足説明させていただきますと、現在、広域連合が使用している鳥羽市磯部町迫間2番地にある旧磯部農業就業改善センターは、施設の外壁や内部仕上げなどに劣化が見られ、志摩市が実施した健全度評価の結果、施設の劣化が広範囲に進んでおり、機能低下の兆しがあるため、修繕・改修等が必要な状態にある低評価と判定されました。また、同センターは津波浸水想定区域内に立地しています。

このような状況を踏まえ、広域連合職員の生命の安全確保と業務継続性の維持を図るため、総務課を高台へ移転することは喫緊の課題と捉え、新たな施設への移転に向けた具体的な検討と準備を進めており、総務課の移転候補地として志摩市磯部町山田800番地にあるやまだエコセンターとするものであります。

なお、当該規約は広域連合を構成する地方自治体の議決を得ることができたら、令和8年4月1日から施行されます。

以上となりますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第56号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ご質疑もないようですので、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時46分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立

をお願いします。

(起立多数)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第48号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号、鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第51号について、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号、鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立

をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号、鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

(午前11時50分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年12月8日

行政常任委員長 濱 口 正 久